

学校選択制と学力問題

ーミルウォーキー市学区の州テスト結果を事例にー

成松美技*

課題の設定

周知のように、今日、米国の都市学区では「学校選択制」が普及し、その枠組みの下でマグネットスクール (Magnet Schools 以下MSと略す) やチャータースクール (Charter Schools、以下CSと略す) あるいはヴァウチャー (Voucher) 制による私学選択など、多様な教育形態の実践が進められてきている。都市学区における学校選択の導入は、70年代には「人種統合」の実現を目的としたMSが主流であったが、80年代以降は「学力向上」を掲げる連邦政府の政策の下、総ての子どもに学校選択の自由を認めることで学校間に生徒の獲得競争を起し、効率的に質の高い教育を提供する方法が採られるようになった¹。こうして米国都市にて進められてきた学校選択はどのような成果をもたらしているのか。教育の成果に関する検討には、「学校教育の評価」をどのように行うかという基本的な問題がある。必ずしも学力テストの点数のみに評価を依拠するのでなく、各学校が独自の課題を明確にしながら教育改善を行い、親・生徒の満足度を高めているかどうかを判断する多義的な評価も重視されなくてはならない²。しかしながら、現代米国にて「学力テスト」は生徒及び学校の成績を評価する際に「最も客観性に優れ、優秀性を証明するのに信用を得た手法」と理解されている³のと同時に、学校選択推進派⁴の多くは都市学区生徒の深刻な「学力テストの成績不振」と郊外学区との「歴然たる成績格差」を導入の論拠としてきた事実を重視して、本稿では、選択制の導入が都市学区生徒の「学力向上」にどのような影響を与えているか、さらに学校選択制下の都市学区生徒の学力はどのように評価されているかを明らかにすることを課題とする。

学校選択制の学力向上効果に関する調査研究は、コールマン⁵報告を始めとして既に深められてきているが、選択制を利用した生徒の進学先での学力向上を報告したものが大半であった。これに対してダーベンポートとムーア (Davenport, S. & Moore, D) やアーチバルド (Archbald, D.)⁶は、MSやCSなど「選択される学校」は意欲の高い教職員と豊かな教育資源を有することが多いため、入学選抜を行わなくても情報収集能力と教育関心・学力の高い生徒層が集まることになり、結果として低所得層の教育の関心と学力の低い生徒が従来の「近隣学校」に取り残されるという、いわゆる選択制の「掬い取り (Creaming, Skimming)」作用が存在することを指摘した。都市学区が他学区との学力の「格差是正」を実現するためには、選択により

1 学校選択の変容については、坪井由実、『アメリカ都市教育委員会制度の改革—分権化政策と教育自治—』勁草書房、1998年、pp. 320-21、を参照。

2 小松郁夫、「学校のアカウントビリティ」、教育キーワード137第10版、時事通信社、2003年、pp. 46-47。

3 Viteritti, J. P., *Choosing Equality*, Brooking Institution, 1999, pp. 220-21.

4 Fuller, H., White, S. *Expanded School Choice in Milwaukee*, The Wisconsin Policy Research Institution, 1995, pp. 3-4. Jencks, C., and Phillips, M., *The Black and White Test Score Gap*, Brooking Institution Press, 1998. in Viteritti, J. P., *Op. cit.* pp. 4-6.

5 Coleman, J. S., & Hoffer, T., *Public and private high schools: The Impact of communities*, Basic Books, 1987. Smrekar, C., Goldring, E., *School Choice in Urban America: Magnet Schools and the Pursuit of Equity*, Teachers College Press, pp. 10-11.

6 Moore, D., & Davenport, S., *The new improved sorting Machine*, Designs for change, 1989. Archbald, D., *Magnet Schools, voluntary desegregation, and Limits and possibilities in a big city school system*, doctoral dissertation, University of Wisconsin, 1988.

* 静岡大学非常勤講師、日本大学非常勤講師

近隣学校を離れた生徒だけではなく学区内総ての生徒の学力向上が促される必要がある。それは、チャブとモー (Chubb, J. & Moe, T.)⁷ら学校選択推進派が強調する「学校間の生徒の獲得競争が各校に効率的な学校経営を促し、結果として学区全体に学力向上の効果が現れる」という「学校選択の理論」を肯定するものでもある。

学校選択導入の学力向上効果を「学区全体の生徒」の成績データを踏まえて検討した調査報告は、ホックスビー (Hoxby, A)⁸や我が国にて黒崎氏が紹介したロジャース (Rogers, D)⁹による調査がある。本稿が事例とするウィスコンシン州ミルウォーキー市 (Wisconsin State, Milwaukee City) にてヴァウチャー制導入がもたらす公立学校での学力向上効果を調査したホックスビーは、学区内にて私学との生徒の獲得競争の「激しい学校 (32校)」は「激しくない学校 (66校)」と比較してテストの点数向上が著しいことから、私学選択の導入効果は公立学校にも及ぶとした。しかし、この調査によれば、選択制の効果は獲得競争の「激しい学校」のみに現れてその他大多数の「激しくない学校」には及ばないのであるから、学区全体の学力向上には結びつかないことになる。一方、黒崎氏が報告したニューヨーク市第4学区のオルタナティブスクール (Alternative Schools, 以下ASと略す) 導入による学力向上効果については、学力調査の対象となる選択制利用者が中学生3,000人とされるが、選択制導入の効果を見る学区規模としては母集団が少なすぎる。また、学区内の8割の中学校を「通常の学校」よりも教育資源の豊かな小規模校 (ミニスクール: 定員50~200名) のASとして開設することは、財政難が指摘される現在の米国都市学区においては不可能に近い¹⁰。国内最大の金融経済の拠点地として多くの団体から資金援助等が可能であった立地条件故に実現した選択制導入の事例である。

これらの先行研究を踏まえ、本稿では、全米で初めて「宗教系私学」にヴァウチャー制参加を認めた都市として注目を集めながら、従来の「通常の教育」を行う公立学校にも学区内半数以上の生徒を留めているミルウォーキー市学区を事例として、学校選択の導入が学区全体の生徒の学力向上にいかなる効果をもたらしているのか検討を行う。

I ミルウォーキー市学区の学校選択制と学力向上

1 ミルウォーキー市学区の学校選択制

ミルウォーキー市には2000-01年度現在小学校111校、ミドルスクール24校、高校18校の公立学校があり、その在籍児童生徒数は97,985人であった。60年代までは白人を中心とした学区であったが、今日ではアフリカ系アメリカ人が生徒の過半数を占めるようになり、学区生徒の人種構成は黒人67%、白人18%、ヒスパニック13%である。一方、市内には1999-00年度現在130校の初等中等教育段階の私立学校があるが、その7割にあたる93校が何らかの宗教団体の経営する学校である。私学には当市の学齢児童生徒の約2割にあたる27,207人が在籍しているが、白人が在籍生徒数の65%を占めている¹¹。

当市では連邦裁判所による「人種統合命令」を受けて、1976-77年度より①学区内の学校間、②ミルウォーキー市学区と市周辺の郊外学区の間で生徒を移動させる「チャプター220 (Chapter 220)」と呼ばれる人種統合プログラムを州教委の管轄下で実施してきた。生徒の移動は、生徒の「自主的な意思」と「選択」に従いながら教育行政局による人種均衡の調整を踏まえて行われたが、都市部に居住の集中する黒人の多くは学校不足のために希望しない通学区域外に通学を強いられた。同年には、「特色ある教育を実施して、人種の均衡を考慮した上で学区内全域から生徒の入学を認める

⁷ Chubb, J. and Moe, T., *Politics markets and America's schools*, The Brookings Institution Press, 1990.

⁸ Hoxby, C. M., "How School Choice Affects the achievement of Public School Students", *Choice with Equity*, Hill P. T., Hoover Press, 2002, pp. 145-52.

⁹ 黒崎勲、『学校選択と学校参加』東京大学出版会、1994年。

¹⁰ 現在米国にて「通常の学校」以外の公立校であるASに通う生徒は17%程度とされる。Skandera, H. and Sousa, R., *School Figures: The data behind the debate*, Hoover Institution press, 2003, p. 306.

¹¹ 当市の公・私立学校のデータは総て教育行政局が所有する調査資料に拠る。私立学校の内訳は、幼稚園から中学校までの (K-8) 106校に16,286人が、高校24校に7,719人が在籍している。私学選択制導入後、特に宗教系私学が参入を認可されて以降、非白人種生徒率は1998年から2000年の期間に30%から35%に増大している。

学校」であるマグネットスクール（MS）も複数開設されたが、この2つの取り組みによる「学校選択に基づく人種統合（自主的な人種統合）の施策」は現在も継続されている。その後、90年代以降は「学校選択」によって学力向上を図る施策が採られたが、低所得層の生徒に対して私立学校進学のための授業料（ヴァウチャー）を支給する「ミルウォーキー・ペアレンタルチョイスプログラム」は、遠方へバス通学を強いられるよりも近隣の私学で学校教育を求めた黒人層と、学力の高い労働力を確保するために私学を含めた総ての学校に生徒の獲得競争を促すことを求める経済界人の利害の一致により、1990-91年度より導入された施策であった。1990-91年度の開始年次には、参加を認定された私学7校に対し341人の生徒が進学しただけであったが、その後、参加校と利用者数は共に増加し続けている。特に宗教系私学が全米でも初めて参加を認められた初年度である1998年度には、参加校数が前年の23校から86校に、利用者についても前年の1,539人から6,194人に4倍も増加している。この私学選択制に併行して1997年からは、州内総ての学校に学校選択を認める「オープン・エンrollment制（以下OPと略す）」が導入されたほか、「チャーターの授与機関による学校設置認可の下、学区教育局の統制を離れた運営を認められる公立学校」と定義されたCSも選択制の学校として開設された。こうして2000年代現在、当市では総じて5種類の学校選択制が実施されているが、2000-01年度の学区生徒による各学校選択オプションの利用状況は表1のようになる。

表1 ミルウォーキー市学区生徒の入学比較

2000-01年度

学区外の教育オプション		
ミルウォーキー・ペアレンタルチョイス(ヴァウチャー制私学選択)	9,619人	8.4%
チャプター220による学区外進学	4,329人	3.8%
学区外の団体機関が経営するチャータースクール	1,523人	1.3%
オープン・エンrollment制による学区外進学	813人	0.7%
学区外オプションの総計	16,284人	14.2%
学区内の教育オプション		
学区のマグネットスクール	23,910人	20.9%
学区のチャータースクール	5,885人	5.2%
学区の契約するオールタニティブスクール(学習障害・不道応児の学校)	4,152人	3.8%
学区のモンテッソリアーリスクール	1,652人	1.5%
学区内オプションの総計	35,599人	31.2%
学区内の通常の学校		
学区内の通常の学校(Regular Schools)	62,386人	54.6%
学区生徒数の総計	114,269人	

出典: Joint Legislative Audit Committee Members 2001-2002, An Evaluation Open Enrollment Program, Department of Public Instruction, August 2002

に対して、学区の教育局は表2のような3層行程に及ぶ「教育評価」を実施している。この評価の過程は「MPS アカウンタビリティプラン (MPS Accountability Plan)」と称され、『MPS アカウンタビリティレポート』という報告書によって市民に公表されている。評価の第1段階では、州と学区教育局がそれぞれ実施している「学力テスト」の点数に基づく数値測定を利用した「外部評価」が実施されているのに対して、第2・3段階は各学校が自らの教育目標についてその到達の程度を評価する「内部・自己評価」で構成されている。こうした各校の「自己評価」を導入した多層に及ぶ評価を実施することで、教育局は個々の学校の多様性を尊重しながら質の優秀性の保持に関与できるものと理解してきた¹²。しかしながら、第1段階の学力テスト結果の公表は各校の教育実践と生徒に対して大きな緊張・負担を強いるものとなっていることは確実で、授業内容をテスト対策重視のものに変更せざるを得なくなったことへの不満や、緊張のために不登校の症状を訴える学区生徒の事例も多く報じられている¹³。

表2 ミルウォーキー市学区のアカウンタビリティプラン

第1段階 制度上の評価(System Measures)

小学校	中学校	高校
州読解力テスト(3学年リーディング)	州学力テスト(8学年リーディング)	州学力テスト(10学年リーディング)
州学力テスト(4学年リーディング)	州学力テスト(8学年数学)	州学力テスト(10学年数学)
州学力テスト(4学年数学)	MPS理科学力テスト(7学年)	MPS理科学力テスト(10学年)
MPS理科学力テスト(5学年)	MPS作文力テスト(7学年)	MPS数学力テスト(12学年)
MPS作文力テスト(5学年)	MPS数学力テスト(7学年)	MPS作文力テスト
出席率	MPS学力テストの4科目のうち2科目で習熟レベルに達した生徒の割合	学内成績

第2段階 学校による評価(School Measures)

各学校が設定した「学校改善に関する5つの目標項目」に関して、目標数値の到達を評価する。

第3段階 学校プロフィール

各学校の質的な評価。各校による「自分の学校の特色」の記述(用紙1枚に記述)を評価する。

出典: Milwaukee Public Schools Accountability Report 1998-1999 p. 5

次に、学区教育局による教育評価の第1層にも利用され、州教育局が管理している「ウィスコンシン州標準学力テスト (Wisconsin Student Assessment System: 以下州テストと略す)」の結果に基づき、学校選択導入下の学区生徒の学力テスト成績の推移を州全体の生徒との比較の下に検討する。州教育局は、1997年「スタンダードを基礎にした改革」を推進する

¹² 当市学区教育局にて教育評価管理員 (Assessment Administrator) シェルニンスキー氏へのインタビュー (2000年11月13日実施)。

¹³ “Standardized Assessment is changing Education”, Milwaukee Journal Sentinel, June 17, 2001.

2 学校選択制下の教育評価と学力向上

ミルウォーキー市学区の総ての公立学校の教育実践

連邦政府が全国の州・学区に対して「学力向上のためのスタンダード作成」を勧告したのに対応して、教育内容の到達基準にあたる「ウィスコンシン州モデル・アカデミックスタンダード」を作成すると同時に、当該スタンダードに準拠した「州テスト」の実施を開始した。州テストでは毎年度、学力到達基準としての「習熟のスタンダード (Proficiency Standard)」が設定されるが、各生徒の正答率にはこの到達基準を基に「1. 習熟以上 (above)」「2. 習熟 (proficient)」「3. 普通 (basic)」「4. 劣る (minimal)」の4段階評定が付される。

調査結果を毎年度4・8・10学年に限定して実施する同州の「州テスト」の評価方法を巡っては、同一学年集団または個人の成績の増減を継続的に評価するものではない、という問題点が指摘される。つまり、同一学年・生徒集団が各年度の修了時に前年度と比較してどの程度の成績の伸びを示したかを測定する「付加価値測定法 (value-added approach)」の要素を加味すべきとする意見も存在する。「付加価値測定法」は、ノースカロライナ州、カリフォルニア州の州テストにて用いられる評価方法ではあるが¹⁴、ウィスコンシン州を始めとして米国内では今なお、毎年度調査対象の学年を限定して学力テストを実施する評価が主流である。同州が、同一学年生徒の点数の増減を測定する評価方法を採らず毎年度4・8・10学年を対象を限定する理由には、生徒の移動率(転校等)が高いため集団としての成績を継続的に追跡できないこともあると考えるが、「州テスト」はあくまでも「4・8・10学年」までに全児童生徒が習得すべき教育内容の基準として作成された「教育課程のスタンダード (ウィスコンシン州モデルアカデミック・スタンダード)」の習得を各学校が徹底しているかどうかを判断する為の手段であり¹⁵、学校間に「点取り競争」を促がすものでなく、総ての子どもに「学力基準の到達」を保障すべきとする連邦政府の提唱した「スタンダードを基礎にした改革」の一環として施行される同州評価制度の意義をここで確認したい。

¹⁴ Walberg, H. J., "Principles for Accountability Designs", in *School Accountability*, Ed. Evers, W. M., Hoover Institution Press, 2003, pp.171-72.

¹⁵ Wisconsin Policy Research Institution, *Standards Based Education Reform in Wisconsin: What It will Take to Make it Work*, 2000, pp.10-12.

こうした評価方法で実施される「州テスト」の結果については、当市学区行政局が公表する「アカウントビリティレポート」にて、各学校にて「習熟スタンダードに到達した生徒の割合(「1」「2」に評価された生徒割合)」が教科ごとに明示されているが、本稿も「州テストの到達基準」に到達した生徒割合の増減を学力向上の指標とする。

表3は、州テストが開始された1997-98年度から2001-02年度の5年度間に実施された州テストのリーディングと数学の成績に関して「習熟基準に到達した学区生徒の割合」を「州全体の割合の平均値」と比較の上で示したものである。なお、表3の学区生徒の成績結果には、私学を選択した生徒の成績を始め、表1で「学区外の教育オプションを選択した生徒(全体の14.2%を占める)」として分類された児童生徒の成績結果は含まれていない。前述のように、1998-99年度には宗教系私学が「ヴァウチャー制(ミルウォーキー・ペアレンタルチョイスプログラム)」への参入を認められたのを契機に、同制度を利用した私学進学者は前年度の1,559人から6,194人に急増している。さらに前年度(1997-98)には、学区内にてCS(チャータースクール)が開設されただけでなく、当市学区外・州内のいずれの学区にも進学を認める「オープン・エンロールメント制」も州管轄下に開始されて、同年度の当市児童生徒の学校選択のオプションは大幅に拡大した。

表3 州学力テスト成績の推移：州とミルウォーキー市学区(MPS)の生徒の比較

習熟レベル(到達基準)以上の得点を挙げた生徒のパーセンテージ

年次	1997-98		1998-99		1999-2000		2000-2001		2001-2002	
	リーディング	数学	リーディング	数学	リーディング	数学	リーディング	数学	リーディング	数学
4学年	69	52	78	75	78	74	78	65	79	69
州	41	21	52	45	52	47	54	36	55	40
MPS	-28	-31	-26	-30	-26	-27	-24	-29	-24	-29
8学年	84	30	74	42	73	42	73	39	74	44
州	27	8	40	11	42	11	37	8	40	9
MPS	-37	-22	-34	-31	-31	-31	-36	-31	-34	-35
10学年	63	35	69	39	69	39	69	46	60	43
州	26	7	31	10	32	10	35	10	25	11
MPS	-37	-28	-38	-29	-37	-29	-34	-36	-35	-32

出典: Wisconsin Department of Public Instruction, Wisconsin School Performance Reports の得点分布より、各年度の習熟レベルに到達した生徒の割合を筆者が整理した。

表3にて分かるように、1997-98年度から1998-99年度間において、学区の設定する「習熟レベルに到達した生徒」の割合は「4学年」についてはリーディングで11ポイント・数学で14ポイント上昇しており、州平均即ち他学区との格差もそれぞれ2ポイントと1ポイントの「縮小」が認められる。しかしながら、中等

教育段階の8学年と10学年については、「習熟レベルに到達した生徒」がリーディングで3～4割程度、数学では1割程度という、依然として深刻な「学力不振」を現す数値が示されている。8学年生徒がリーディングで13ポイント上昇したのを除いて両教科とも向上は2～5ポイント程度に留まっている。さらに、2001-02年度の結果では、特に8・10学年の数学にて州全体の平均値（他学区生徒）との「成績格差の拡大」が著しくなっており、30ポイント以上の大きな格差を今なお是正できていない。

学校選択拡大期にあたる当期間の当市学区生徒の学力テスト成績に関しては、既にスキャンデラ (Skandera, H)¹⁶とヴァンダンク (Van Dunk, E)¹⁷がそれぞれ分析報告を行っているが、両者の報告内容は極めて対照的である。まず、スキャンデラは、1997-99年度の期間に「4学年」生徒の「習熟レベルに到達した生徒の割合」がリーディングで41から52に、数学でも21から45にそれぞれ向上した事実のみを大きく採り上げているが、こうした4学年生徒の学力向上は宗教系私学がヴァウチャー制への参加を認められて公立校に生徒の獲得競争を促し、各校が教育改善を行った成果であると分析した¹⁸。

これに対してヴァンダンクは、選択制の拡大した同期間には4・8・10学年いずれの学年でも学区外・州生徒との格差は縮まっていないので、選択制の拡大は学区生徒の学力向上に効果をもたらすものではなかったとする見解を示した¹⁹。

厳密に見れば、スキャンデラも指摘するように、1997年度から2002年度の期間に4学年の成績については、点数の向上と微小ではありながらも他学区との「格差の縮小」（リーディングで4ポイント、数学で2ポイントの縮小）を確認できる。しかしながら、これとは反対に中等教育段階の8学年・10学年の生徒については、他学区との成績格差がさらに拡大してきている。従って、他学区との「学力格差是正」という視点で学区全体の結果を総観すれば、宗教系私学が参入した私学選択制、OPによる学区外選択制やCS開設を通して学

校教育のオプションを増やしてきたにも関わらず、選択制の導入は学区生徒の学力向上には繋がらなかったといわざるを得ない。

II 学校選択制と学力向上

当市にて学校選択制の導入がもたらす学区生徒の学力向上に関する評価を巡っては、以下の2点の論点が指摘できよう。

まず、第1に、当市における選択制の導入は学区生徒と他学区生徒間の「学力の格差是正」を実現する効果を現していない。さらに、「ヴァウチャーによる私学選択制利用生徒の学力の優秀性」を報告したピーターソンの報告²⁰や一部のMSによる優秀な学力成績²¹の事実を踏まえると、選択制の導入は元々郊外学区との間であるいは学区内でも人種・経済階層に基づく生徒の分離が存在した状況下で、新たに学区内の低所得層間に「学力による再分化」を招いている。すなわち、ヴァウチャー制によって低所得層にも入学可能となった私学やOPによって進学可能となった郊外学区の白人校だけでなく、学区内でもMSやCSといった選択制に基づくオプション校が教育における高い関心と学力を持つ層を「掬い取った」結果、学区内にて「選択制を利用しない」生徒の成績が下落していったと考えられる。アーチバルドによる当市のMS利用に関する調査では、「利用者層」は「利用しない層」に比べて高い教育関心・学歴を有する結果が示されている²²。特に、白人郊外学区への進学を認めるOPは、開始時には人種統合を目的とした選択制として継続される「チャプター220」との関連で利用を認めていなか

¹⁶ Skandera, H. and Sousa, R., op. cit., pp. 249-59.

¹⁷ Van Dunk, E. and Dickman A. M., *School Choice and the Question of Accountability*, Yale University Press, 2003, pp. 68-73.

¹⁸ Skandera, Op. cit., pp. 253-54.

¹⁹ Van Dunk, op. cit., pp. 69-70.

²⁰ ピーターソンとグリーン等のハーバード大学調査団が1994～96年度に実施した当市のヴァウチャー制に関する調査では、ヴァウチャーを利用して「私学進学を果たした生徒層」の学力テスト成績を「選択しなかった生徒層」の成績と比較すると、リーディングで3～5ポイント、数学で5～12ポイント点数が上回ったとする「学力向上効果」が公表された。Peterson, P. E. and Green, J. P., *The Effectiveness of School Choice in Milwaukee: A Secondary Analysis of Data from the Program's Evaluation*, Harvard University Press, 1996.

²¹ Milwaukee Public Schools, *MPS Accountability Report 1999-2000*, に公表されるMSの成績を参照。

²² Archbald, op. cit.

った白人生徒についても1999年度より利用を可能にしたが、翌年度には利用者(1,331人)の62.3%を白人が占めるようになった²³。今後、ヴァウチャー制の参加私学を含めた学区内外の選択制のオプション校が、学区内にて教育関心と学力の高い層の「搦り取り」に拍車を駆け、結果として学区内にて「通常の教育」しか行わない学校に事実上「取り残された生徒」(全体の54%を占める)の間で近隣学校の教育をリードしていくような層が失われるため、教育へのアスピレーションが薄まり、学区全体の学力向上が困難となることも懸念される。

第2の論点は、選択制の拡大期である90年代後半以降に、特に中等教育段階(8・10学年)の学区生徒の得点が下落し、州生徒との格差が拡大している事実を巡る解釈である。スキャンデラは、自らの学力調査報告にて中等教育学校生徒のテスト成績を調査の対象としなかった理由について、本市ヴァウチャー制の参加私学は90%を初等教育段階の学校が占めているとして、中等教育学校の「供給量の少なさ」を指摘している。しかしながら、表1に見るように、学区生徒に対しては私学選択以外にも既に学区内・外の学校を対象にした多数の公立校のオプションが提供されており、約5割もの学区生徒が「通常の学校(regular school)」では得られない教育機会を享受しているのである。それらのオプション校の選択を含めて従来の「近隣学校(通学区域内の学校)」を離れた生徒は全体の7割²⁴にも及んでおり、スキャンデラが選択制の効果を得るのに不可欠とした「生徒の獲得競争を促す」ほどの選択オプションの「供給量」は、公立枠内の選択制でも既に十分に得られているものと考えられる。

一方、ヴァンダンクは、選択制導入が学区内生徒の学力向上に効果を発揮し得ない要因として、本市の私学選択制では参加私学(供給側)に対して生徒の「州テストの成績」や「出席率」を含めて学校運営に関してアカウンタビリティーを問う制度が確立されていないが為に、利用者(需要側)に十分な情報公開が為されぬまま競争原理が持ち込まれ、その結果、公立校に教育改善を促す効果が現れてこない事実を強調してい

る²⁵。しかしながら、このヴァンダンクの指摘についても、本市の学区生徒に供給されているのはヴァウチャー制に拠る私学のオプションだけではなく既に学区内外にてオプションは多々提供されている上に、公立については学区行政局によって3層に及ぶ教育評価が実施されて「アカウンタビリティー・レポート」を通して教育内容の情報公開が十分に為されており、既に競争効果は期待できると考える。

本市にて、選択制の下で教育オプションが質・量共に豊富に提供され、公立校については教育行政局が主管となって「教育の質」を問うための評価体制が確立されている現状を踏まえると、とりわけ義務教育最終段階にあり就職を間近に控えた10学年生徒の成績が「不振」に終わっている理由は、むしろ、今なお白人郊外学区を大幅に下回る「生徒1人あたりの教育費」の下で教育経営を要する²⁶、本市学区の教育環境不備の問題にこそ見出されるのではなかろうか。アンドロコポーロ現教育長は長引く「理数系教員不足」の問題を当市中等教育の成績不振の一要因として指摘している²⁷が、苦しい学区財政下の雇用条件(給与等)の不備が優秀な理系人材の流出を招いている。

そうした中、2000年代に入って本市が新たに導入した「近隣学校計画(Neighborhood School Initiatives)」²⁸は、各種の選択制を利用した生徒が通学区域内の「近隣学校」を去った後、事実上近隣学校に「取り残された生徒」に対して多額の財政投資を要した学童保育や保健サービスといった多様に及ぶ福祉プログラムを提供することで、近隣学校を拠点とした学校教育の「受け皿」創りの施策としても機能しているように見える。

学校選択の導入が本市全体の学力向上には明確な効果を挙げてはいない事実が明らかになったにも関わらず、学区行政局が行った「学校教育への満足度」に関する調査では、「学校選択のオプションを利用した親」は「近隣学校」の親を20ポイントも上回る満足度を示した結果が明らかにされている²⁹。特に、学区内にて

²³ Joint Legislative Audit Committee Members, An Evaluation: Open Enrollment Program, Department of Public Instruction, August 2002, pp. 43-46.

²⁴ Milwaukee Public Schools, The Milwaukee Neighborhood Schools Initiative Background, 2000, p. 1.

²⁵ Van Dunk, E. and Dickman A. M., op. cit., pp. 74-95.

²⁶ Rethinking Schools: An Urban Educational Journal, "The Return to Separate and Unequal" April 2001, vol. 15, No. 3.

²⁷ Milwaukee Journal Sentinel, June 17th 2001.

²⁸ Milwaukee Public Schools, The Milwaukee Neighborhood Schools Initiative Background, 2000.

²⁹ Milwaukee Public Schools, Neighborhood Schools Interim

特色ある教育を実施するMSは多数のウェイティングリスト（入学待ちをする生徒名簿）を有し、高い人気を誇っている。こうして市民の間では今なお根強い選択制への支持が認められていることから、既に多様な教育要求に応える公教育を創出していく上でも、学校選択は市民にとって不可欠な施策となっていることが分かる。当市の教育行政局は、他都市あるいは英国での選択制導入で報告される³⁰ように「学力向上に失敗した学校を廃校にする」といった、いわゆる「ハイ・ステークスな改革」としては選択制を利用していないが、市民の間で選択制が支持される一因とも言える。

「すくい取り」作用の影響をも確認される中で、今後、ミルウォーキー市学区が学校選択制の実施を継続しながら、近隣学校でのスタンダードを基礎にした改革と「近隣学校計画」を通じた福祉事業の取り組みを通して生徒の学力向上をどの程度実現していくかについても注目していきたい。

Report, 2000, p. 136.

³⁰ 佐貫浩、『イギリスの教育改革と日本』、高文研、2002年、pp. 9-13.